

議案第 77 号

守谷市水道事業給水条例の一部を改正する条例

守谷市水道事業給水条例（平成 10 年守谷町条例第 14 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 8 月 29 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
77号	1

守谷市水道事業給水条例の一部を改正する条例

守谷市水道事業給水条例（平成10年守谷町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（指定給水装置工事事業者の指定の更新）

第7条の2 給水装置工事を施行する指定給水装置工事事業者は、法第25条の3の2の規定により5年ごとにその指定の更新を受けなければならない。

第23条中「合計額」の次に、「に、消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税額をいう。）を加えた額（1円未満の端数は切り捨てる。）」を加え、同条の表中「514円」を「466円」に、「128円」を「116円」に、「180円」を「163円」に、「226円」を「204円」に、「247円」を「224円」に、「302円」を「274円」に改める。

第29条第1号を次のように改める。

（1）給水装置工事事業者指定及び更新手数料

指定手数料 1件につき 5,000円

更新手数料 1件につき 5,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して水道水を使用し、施行日以後最初に行う検針に係る水道料金については、改正後の守谷市水道事業給水条例第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案	頁数
77号	2

提案理由（議案第77号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、昨年度策定した経営戦略に基づき、今後10年の財政収支を見通した結果、10月に施行される消費税率引き上げ後において、現行料金を維持しても安定運営が見込まれることから、水道料金を実質値下げし、併せて、料金本体価格と消費税相当額の内訳を明確にするため、外税方式に改めるものです。

なお、今回の改定により、平均的な水量を使用する家庭では、改定消費税率をそのまま転嫁した場合と比較して、年間で約870円値下げされる見込みです。

また、水道法の改正により、指定給水装置工事事業者の更新制が導入されることから、更新手数料を新たに設けるとともに、指定手数料を見直すため、守谷市水道事業給水条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
77号	3

守谷市水道事業給水条例 新旧対照表

改 正	現 行																																												
<p style="text-align: center;">(指定給水装置工事業者の指定の更新)</p> <p>第7条の2 給水装置工事を施行する指定給水装置工事業者は、法第25条の3の2の規定により5年ごとにその指定の更新を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(料金)</p> <p>第23条 料金は、次の表に掲げる基本料金と従量料金の合計額に、消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税額をいう。）を加えた額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">基本 料金 (1箇月 につき)</th> <th colspan="4">従量料金（1m³につき）</th> </tr> <tr> <th>1～10 m³</th> <th>11～20 m³</th> <th>21～30 m³</th> <th>31 m³ 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>466 円</td> <td>116 円</td> <td>163 円</td> <td>204 円</td> <td>224 円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td></td> <td colspan="4">274 円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(手数料)</p> <p>第29条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特</p>	用途	基本 料金 (1箇月 につき)	従量料金（1m ³ につき）				1～10 m ³	11～20 m ³	21～30 m ³	31 m ³ 以上	一般用	466 円	116 円	163 円	204 円	224 円	臨時用		274 円				<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(料金)</p> <p>第23条 料金は、次の表に掲げる基本料金と従量料金の合計額</p> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">と</p> <p>する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">基本 料金 (1箇月 につき)</th> <th colspan="4">従量料金（1m³につき）</th> </tr> <tr> <th>1～10 m³</th> <th>11～20 m³</th> <th>21～30 m³</th> <th>31 m³ 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>514 円</td> <td>128 円</td> <td>180 円</td> <td>226 円</td> <td>247 円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td></td> <td colspan="4">302 円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(手数料)</p> <p>第29条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特</p>	用途	基本 料金 (1箇月 につき)	従量料金（1m ³ につき）				1～10 m ³	11～20 m ³	21～30 m ³	31 m ³ 以上	一般用	514 円	128 円	180 円	226 円	247 円	臨時用		302 円			
用途			基本 料金 (1箇月 につき)	従量料金（1m ³ につき）																																									
	1～10 m ³	11～20 m ³		21～30 m ³	31 m ³ 以上																																								
一般用	466 円	116 円	163 円	204 円	224 円																																								
臨時用		274 円																																											
用途	基本 料金 (1箇月 につき)	従量料金（1m ³ につき）																																											
		1～10 m ³	11～20 m ³	21～30 m ³	31 m ³ 以上																																								
一般用	514 円	128 円	180 円	226 円	247 円																																								
臨時用		302 円																																											

77号	議案
4	頁数

参考資料

別の理由があると認めた申込者にあつては、申込後、徴収することができる。

(1) 給水装置工事事業者指定及び更新手数料

指定手数料 1件につき 5,000円

更新手数料 1件につき 5,000円

(2) から (4) まで (略)

別の理由があると認めた申込者にあつては、申込後、徴収することができる。

(1) 給水装置工事事業者指定手数料

1件につき 10,000円

(2) から (4) まで (略)

77号	議案
5	頁数